



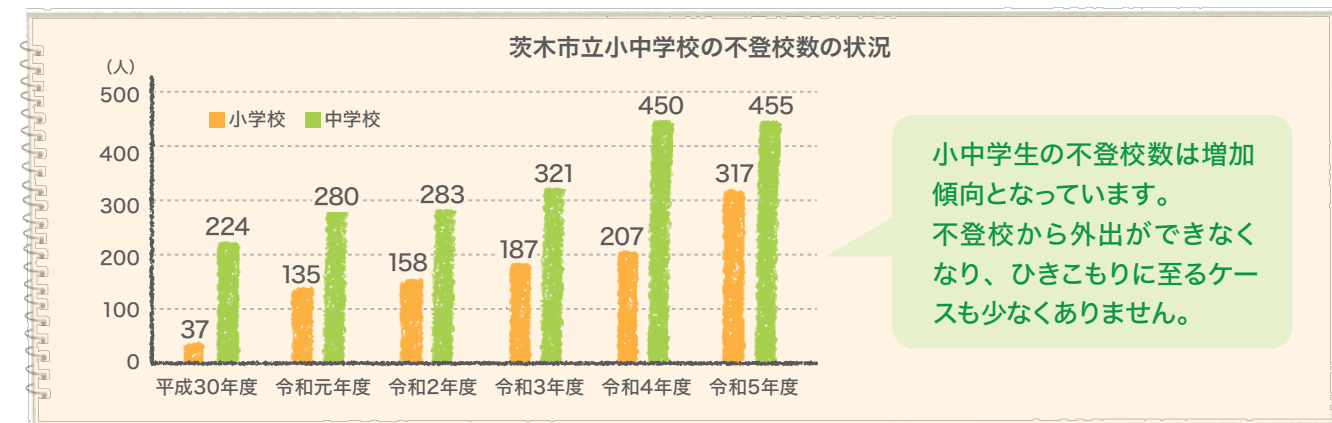
ウェルビーイングの実現をめざして

いばらきの こども・若者 支援

近年では、現在や今後の生活に不安を感じたり、 生きづらさを感じている人も少なくありません。

文部科学省が公表した「問題行動・不登校調査」によると、全国の小中学校で2023年度に学校を30日以上欠席した**不登校**の児童生徒は34万6482人となっており、前年度から4万7434人(15.9%)増の過去最多を記録し、10年前と比較すると小学生は5.0倍、中学生は2.2倍増となっています。

本市においても、不登校は年々増加しており、5年前と比べると、小学生では8.6倍、中学生では2.0倍と近年は急増しています。



また、近年耳にする機会の増えた「**ヤングケアラー**」は、こどもが行うお手伝いとは異なり、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うなど、重い責任や負担を負っています。令和4年度に大阪府が高校生を対象に実施した調査では、世話をしている家族が「いる」と回答した高校生は11.4%となっています。

さらに、厚生労働省の調べによれば、日本の17歳以下の**こどもの貧困率**は11.5%(2022年)で、約8.7人に1人のこどもが貧困状態にあるといわれています。



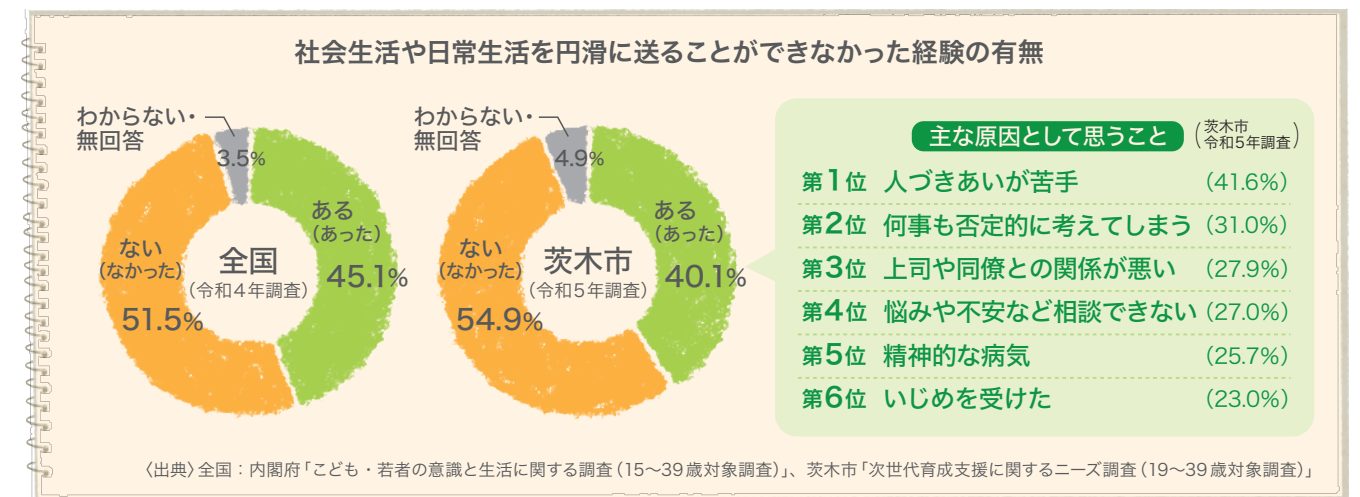
これを1クラス(35人)に置き換えてみると

- 貧困状態 4人
- 家族やきょうだいのお世話をしているヤングケアラー . . . 3~4人
- 不登校のこども 2クラスに1人

なお、これは数字でみえているだけの人数なので、課題や問題を抱えるこどもはそれ以上にいると推察されます。

本市において、令和5年に実施した19~39歳を対象とした調査によると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験のある人は約4割となっています。

その背景は、家庭や職場・学校での人間関係や否定的に考えてしまう性格など、さまざまですが、悩みや不安などを相談できないことで陥っている人も多くみられました。



市の調査では、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった時に相談したい(したかった)人・場所について、「同じ悩みを持っている(持っていた)人」や「カウンセラー等の専門家であること」、「無料で相談できること」「匿名で相談できること」などの回答が多くみられました。

本市では、このような条件で**相談ができる場所**があります。

また、相談をしなくても、ご飯を食べたり、他愛ない話をしたり、音楽を弾いたり、ゲームをしたり…誰かと過ごすこともできれば一人で過ごすこともできる、たくさんの「**居場所**」もあります。



自分に合った居場所をみつけて、ぜひ活用してみてください

ユースプラザ

3・4ページ

子ども・若者自立支援センター

5・6ページ

ヤングケアラー支援

7・8ページ

こども食堂

9ページ

その他のこども・若者支援について

10ページ

ユースプラザ

家でも学校・職場でもない「第三の居場所」として、中高生や若者のサポートを市内5か所で行っています。

学校や仕事にはまだ行けないけれど、外出目的やほっとできる「**居場所**」として、学校や会社帰りに立ち寄って、友達や他の利用者・スタッフと楽しく遊んだり、愚痴を吐き出したり、気分転換したりする「**交流サロン**」として、テスト勉強や資格試験の「**勉強場所**」として、また、「**相談場所**」として日ごろの困りごとや悩みごとの話を聞き、問題の改善や環境の変化に向けて、支援機関と連携して具体的な改善方法をご提案しています。

時間や場所を分けて運営しており、それぞれ違った特色があるので、自分にあった場所で誰もが安心して思い思いの時間を過ごすことができます。

交流サロン



みんなと一緒に話をしたり、遊ぶことができます。好きな時に来て、楽しく交流したいときにご利用ください。

社会体験



スポーツ活動や買い物、料理などができるほか、ユースプラザの外に遊びに行く課外イベントも実施しています。

居場所



自分の好きなことをして過ごすことができます。ひとりでんびりと過ごしたいときにほっとできる空間です。

自主学习



自分の好きなペースで自由に勉強ができる空間です。勉強のコツを教えてもらう学習イベントもあります。

相談



専門のスタッフが困りごと、悩みごとのお話を伺い、具体的な解決に向けた支援プランと一緒に考えます。

本市では、こども・子育て支援を推進する単位として、小学校区を基本に、隣接する複数校区の組み合わせにより5つのブロックを設定しています。ユースプラザについても、この5つのブロックを目安に開設しています。

ユースプラザ NORTH プラザ・あい

府営茨木安威住宅 B-5 棟 103 号室・
B-22 棟集会所
(南安威 2)

ユースプラザ WEST いばらき LOBBY

豊川いのち・愛・ゆめセンター分館
(豊川 5-10-28)

ユースプラザ CENTER いばらき Base

男女共生センターローズ WAM
(元町 4-7)

ユースプラザ EAST ちよい (choi)

総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館
(総持寺 2-5-36)

ユースプラザ SOUTH ぱーちスペース

沢良いのち・愛・ゆめセンター分館
(沢良宜浜 3-11-13)

【対 象】 おおむね中学生～39歳までのこども・若者
【場 所】 上記市内5か所
【開 設 日】 週5日(年末年始を除く)
【開設時間】 9時～21時

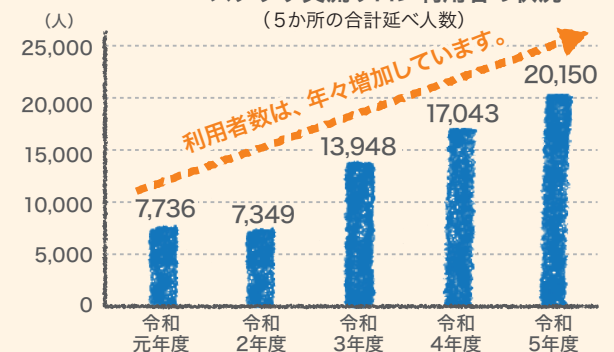
[くわしくは、こちらに](#)

立ち上げの経緯

ひきこもりやニート・不登校などのこども・若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、こどもの貧困など、こども・若者を取り巻く状況が厳しくなる中、平成28年に、こども・若者に関する市内12課による「子ども・若者支援庁内調整会議」を発足しました。関係機関や相談員、地域の支援者とともにヒアリングやワークショップ等を実施し、出された課題の解決策について検討しました。こども・若者の抱える困難は、本人だけにとどまらず、その家庭や環境なども影響しているとともに、さまざまな課題が複雑に絡み合っていること、また、年齢が上がるにつれて、解決が難しくなっていくことが分かりました。

家庭や学校でもない、信頼できる大人との関係の構築ができる居場所、さまざまな体験や交流ができる居場所、中学校卒業後の支援体制の構築や困難や問題を抱えるこども・若者をできるだけ早く発見するシステムが求められたことから、「ユースプラザ」の開設に至りました。

ユースプラザ交流サロン利用者の状況
(5か所の合計延べ人数)



子ども・若者自立支援センター

社会生活を送る中で不登校やひきこもり・ニートなど、困難を抱える、
おおむね15～39歳の子ども・若者とその保護者を支援しています。

くわしくは
こちらに

専門の支援員が悩みを整理し、利用者本人と家族の成長に向けて、その人に合った支援を行います。

相談支援(定期面談)



学校に行けない、外出できない、毎日モヤモヤしている…など、さまざまな悩みを解消するために、サポートしています。状態良く日々を過ごす方法と一緒に探します。来所・オンライン・メール等でも個別相談ができます。

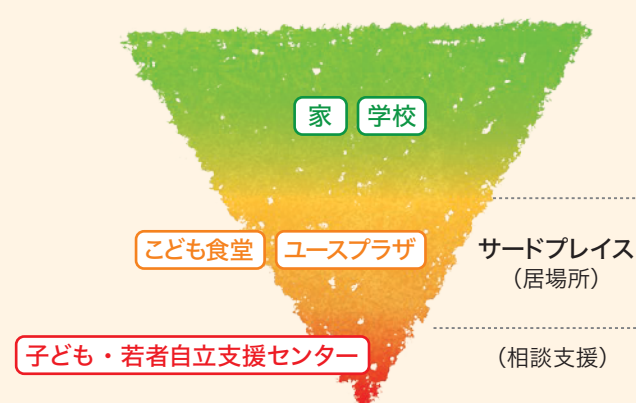
訪問支援／同行支援



「子ども・若者自立支援センター」のサービスを利用いただくために、「無理のない」外出をめざし、外出するための準備や方法について一緒に考えます。

立ち上げの経緯

平成22年に内閣府が「子ども・若者育成支援推進法」を施行したことを受け、茨木市では、ひきこもり・ニート・不登校等への支援に取り組む必要性を認識し、まずは緩やかな支援ネットワークづくりをめざしました。その後、大阪府がモデル事業として3年間、ひきこもり支援事業を茨木市で実施しました。茨木市民からの相談も多く、事業の必要性を感じたことから、モデル事業終了後も大阪府からその事業を引き継ぎ、現在の茨木市「子ども・若者自立支援センター」が誕生しました。



家の居心地がよくない、学校に行きづらい…などの状態のとき、誰でも行くことができる第三の居場所(サードプレイス)として、子ども食堂やユースプラザ等があります。外出することが難しいなどのお悩みは、子ども・若者自立支援センターで相談できます。

ユースプラザの活用方法の一例(モデルケース)

Aさん



中学1年生(当初)

当初の状態

小学校中学年から不登校になり、家でオンラインゲームや漫画を読んで過ごす。やり場のないモヤモヤから、家の中で暴れることもあった。

ユースプラザでの支援

週1回2時間来所し、個室で支援員とゲームをして過ごす。

〈10か月後〉

気が向いたら、週2回来所できるようになる。

〈中学1年生〉

個室で支援員とゲームをしているときに高校生からカードゲームの誘いを受け、カードゲームを数人で楽しむようになり、周りに人が多くいる部屋でも過ごすことができるようになる。

〈中学1年生夏〉

小中学校の同級生グループが来所するようになり、再会した同級生と友だちになってゲーム交流やイベント参加が増えてきた。(得意なeスポーツ大会の開催で、初代チャンピオンとなる)

〈中学3年生〉

ユースプラザで仲良くなった友だちと同じクラスになり、通常学級に初めて入れるようになった。「受験勉強がしたい」と初めて自ら申し出たことにより、ユースプラザでは学習を中心に支援を行う。

現在

志望校に無事に合格し、高校生ライフを楽しく送っている



Bくん



高校2年生(当初)

当初の状態

行政の支援を拒む要介護状態の祖父と、精神疾患の疑いのある母親と一緒に生活しており、食に困るほどの困窮状態で本人も体重が極端に軽かった。祖父の介助と母の精神的ケアをしていたが、それが当たり前の環境であったため、本人には気づきはなく、周囲の大人たちは「何か課題がある」と認識していたものの、支援の糸口がつかめずにいた。

ユースプラザでの支援

友だちなどとの会話の中、本人が「自分の家庭は他の家庭とは違うのかも?」と考える。ユースプラザでそれを話し、家庭内のことが判明する。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が家庭支援に、ユースプラザと高校がBくんのケアに、各機関が連携をして支援を行う。

ユースプラザとCSWで
祖父を説得

母親を説得

生活保護を受給

病院の受診

食べることができない
状態から抜け出す

医療機関に
つながる

現在

大学に進学し、自立に向けてユースプラザ等で引き続き支援を行っている



ヤングケアラー支援

茨木市では、ヤングケアラーを支援するため、さまざまな取り組みを行っています。

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうおそれがあります。



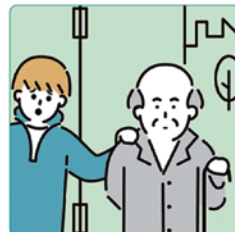
障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>) (参照 2024-06-12)

ヤングケアラーを支援する取り組み

ピアサロン



同じような経験をもつ仲間と出会ってみたい、他の人の経験について聞いてみたい、悩みを共有したい…。家族のケアや、そのことによって経験したこと、気持ちなどを、同じ立場の人と共有する場です。



しわしくは、こちらに



ぴあ・cafe

この他、令和6年10月からは、ヤングケアラー家庭等への訪問支援事業を実施しています。お困りごとはいつでも「茨木市こども育成部 こども政策課」にご相談ください。

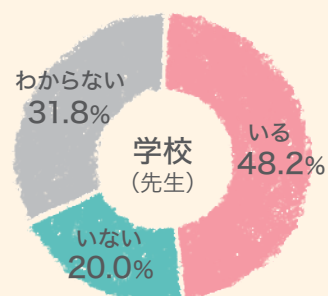
お茶を飲みながら、おしゃべりしたり、人の話を聞いたり…家族のケアから少し離れてゆっくり過ごせます。



令和4年に実施した市の調査より

学校では約半数の先生がヤングケアラーではないかと感じるこどもを把握していました。支援につなげていくためには、こどもの相談の場だけでなく、学校や地域の人がヤングケアラーについて知ること、支援者が相談できる場の確保が必要といった意見がみられました。

ヤングケアラーではないかと感じる子どもの有無



ヤングケアラー（疑いを含む）を支援するために必要なこと

- 第1位 こどもが教員や周囲の大人に相談しやすい関係をつくること
- 第2位 教員や周囲の大人がヤングケアラーについて知ること
- 第3位 こども自身がヤングケアラーについて知ること
- 第4位 SSWやSCなどの専門職の配置が充実すること
- 第5位 学校や地域の支援者がヤングケアラー支援について相談できる機関があること

この結果を受けて

令和5年度より、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、こども政策課で専用の相談窓口を開設しています。

また、国の令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において、ヤングケアラー支援団体にインタビューをした結果によると、「若者向けのカフェ（若者向けの居場所）や学習支援からヤングケアラー支援につながることもある」という事例もありました。

ヤングケアラーに特化していない取組は、ケアラーという自覚の有無を問わず、こども・若者の支援利用のハードルを下げることにともつながり、関わり始めの段階において効果的であると考えられます。

(参考)「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究」(令和6年3月 有限責任監査法人トーマツ)



こども食堂

茨木市では、現在29か所(2025年3月時点)で、ボランティアの皆さんの協力や食材の寄付などによって運営されています。

こどもがひとりでも立ち寄れて、みんなと楽しく食事をしたり、遊んだり、勉強することができる場所です。近年、こどもの孤立や孤食、貧困が課題になっており、支援が必要な子ども達を市の適切な窓口につなぐことも、こども食堂の大切な役割となっています。



茨木市ではこども食堂の運営の支援として下記の取り組みを行っています

連絡会の開催(年2回)

他のこども食堂の運営方法や近況報告などの情報共有、こども食堂同士の交流などを目的に、毎年夏と冬にこども食堂連絡会を開催しています。傍聴も可能です。

報償金の支給

こどもに家庭的な雰囲気の仕事や学習、交流の場を提供するこども食堂に報償金を支給しています。

- こども食堂開催ごとに2,000円/回(1年度当たり96回を上限)
- 食品衛生責任者養成講習会受講料(1年度当たり1回を上限)

その他…

市内で、これからこども食堂を立ち上げる団体を応援し、こども食堂の輪を広げることを目的とした支援をしています。

- 市ホームページやチラシ等を活用した情報発信
- 活動に役立つ情報の収集・発信
- 食材や現金等の寄付の仲介※

※多数のこども食堂への寄付などの場合は、こども政策課で仲介して、こども食堂に届けます。



継続して運営していくためには、人手や物資、資金、場所の確保などが課題となっています。



ヒト こどもと遊んだり、勉強を教えてあげたり、調理・配膳をお手伝いいただける方を募集しています。



バシヨ(場所) 賃料が運営の負担になることも多いので、地域の共用施設や個人物件など、使わせていただける場所を探しています。



オカネ 気軽に応援がしたいという声をいただいて、キャッシュレス決済で小額から寄付いただけるサイトを開設しています。



モノ 食材や物品はいつでも大変助かります。

くわしくはこちらに

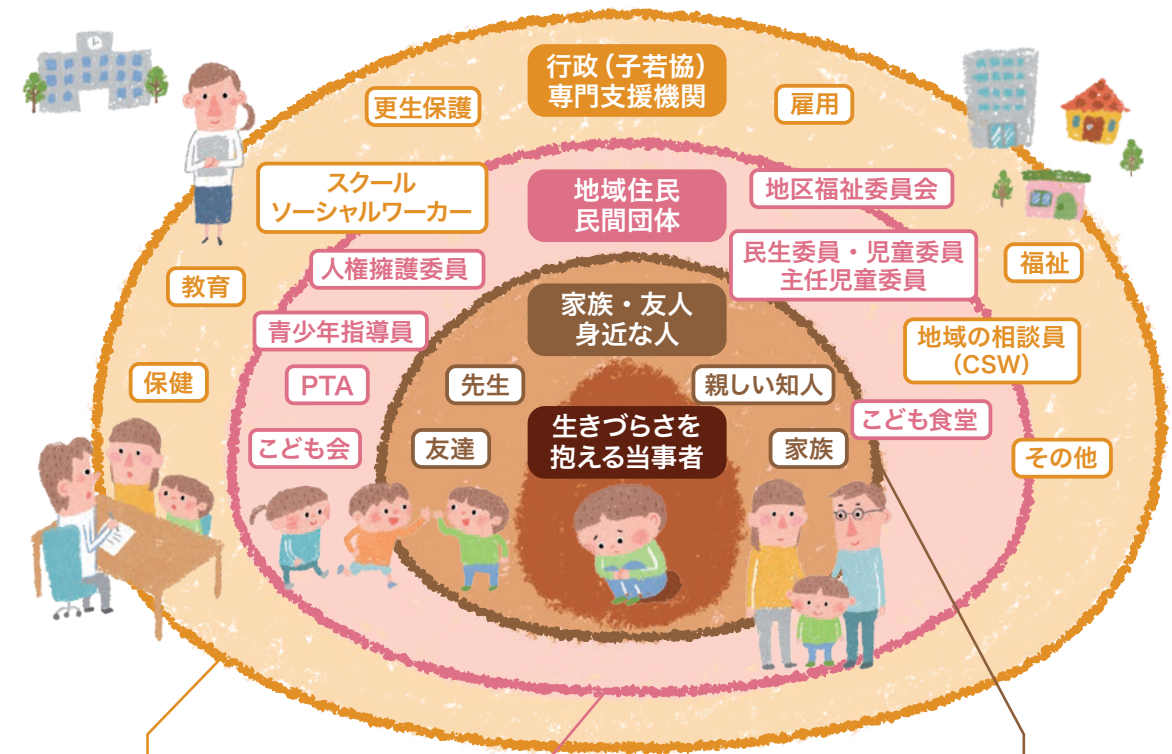
「こども食堂のお手伝いをしてみたい」、「食材や運営費を寄付したい」など、こども食堂を応援していただける方は、各食堂に直接ご連絡ください。こども食堂全体を応援したい場合(特定の食堂への支援の希望がない場合)は、こども政策課にご連絡ください。

その他の

こども・若者支援について

茨木市子ども・若者支援地域協議会

困難や課題を抱えるこども・若者を早期に支援し、早期の困難解消をめざすとともに、支援する側・される側の負担軽減を図ることを目的に、平成27年度より「茨木市子ども・若者支援地域協議会」を設置しました。おのおのの専門性を有する支援機関が必要に応じて連携し、包括的に支援しています。



市民や地域の声を拾い、支援の仕組みづくりを行う。また、相談窓口を設け、支援メニューを提供する。

生きづらさを抱える当事者やその家族などに支援情報を伝え、ときには直接支援する。行政や支援機関に市民の要望や地域の課題を伝え、行政と市民の橋渡し役を担う。

生きづらさを抱える当事者の悩みや困りごとについて、支援情報を探し、当事者と支援機関をつなぐ。支援機関と協力しながら当事者を最も身近で支える支援者でもある。

専門支援機関の連携強化と支援者の支援力向上を図るべく、さまざまな会議や講習会を開催するとともに、地域や市民の方々へ協議会の想いや相談先の情報が届くよう、市民・地域を対象にした取組も行っています。

相談機関への道しるべ

こども・若者とそのご家族を支援するため、教育・福祉・保健・雇用等の分野で、さまざまな公的機関や民間団体が一体となり、総合的な支援に取り組んでいます。

もしあなたが、生きづらさを抱えて一人で悩んでいるのであれば、ぜひパンフレットの中から相談先を探してみてください。

くわしくは、こちらに



次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。



ウェルビーイングとは

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。



ウェルビーイングの実現をめざして いばらきのこども・若者支援

茨木市 こども育成部 こども政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-620-1625(直通)、072-622-8121(代表)

FAX 072-622-8722

Mail kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp
